

パソコンプレミアムサポート約款

第1条（目的）

本約款は、東京科学大学つばめ生活協同組合（以下、「当組合」という）が「パソコンプレミアムサポート」と呼称する役務（以下、「本サービス」という）を提供するにあたり、契約条件を規定したものです。本サービスの内容については、当該のサービス案内及び申込書類等（以下、「申込書類」という）の定めによるものとします。

第2条（本サービスの利用資格）

本サービスの対象者は、当組合が定款で職域として規定する大学法人もしくは学校法人の入学者の組合員とし、本約款を契約の内容とすることを承諾した組合員（以下、「利用者」という）とします。

第3条（本サービスの対象と形態）

本サービスの対象は、当組合が販売したパソコン本体、ソフトウェア、周辺機器の全部又は一部のセットのうち、当組合が対象と指定したもの、及び当組合が指定した仕様に適合し、かつ利用者が所有しているパソコン（以下、「対象パソコン」という）とします。

2 本サービスは、対象パソコンの購入契約に自動的に役務提供サービスとして付帯する場合（以下、「付帯サービス」という）と、当組合が有償での役務提供サービス契約として販売する場合（以下、「有償サービス」という）があります。

第4条（契約の成立、料金、請求・支払方法）

本サービスの契約は、利用者が本約款及び申込書類の内容を承諾の上、当組合に対して付帯サービス付きの対象パソコンまたは有償サービスの申込を行い、当組合が付帯サービス付きの対象パソコンまたは有償サービスの購入料金の受領を確認した時点で成立するものとします。

2 当組合は、前項に定める申込手続きにおいて記載漏れ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、または当組合が当該手続きを不当と判断した場合には、付帯サービス付きの対象パソコンまたは有償サービスの申込を承諾しないことがあります。

4 付帯サービス及び有償サービスの料金は、当組合が発行した商品案内で表記された料金とします。

5 付帯サービス付きの対象パソコン及び有償サービスの対価は、当組合が本条第1項に定めた申込の受諾の上、本サービス利用者に請求するものとし、利用者は当組合が指定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。

第5条（サービスの提供条件）

当組合は、本サービスを以下の条件で提供します。

- (1) 本サービスの利用は、付帯サービス付きの対象パソコンまたは有償サービスの申込をした本人の利用に限ります。
- (2) 本サービスの提供は、所定の店舗に限ります。
- (3) 本サービスの受付時間は、所定の店舗の営業時間内とします。
- (4) 本サービスの提供は、対象パソコンが改造されておらず、かつメーカー保証及び動産保険が有効である場合に限りします。
- (5) 当組合は本サービスの受付時に利用者へ作業期間の目安を案内しますが、その期間は目安であり、パソコンの状態や作業内容によって前後する場合があります。
- (6) 対象パソコンに疑問点や障害が発生した場合、利用者が対象パソコンを当組合または当組合が指定する場所に持ち込んでいただきます。
- (7) 対象パソコンに付属している消耗部品（ACアダプタ・電源コード、各種メディア類等）、及び使用に当たって必要となる消耗品（インク、印字用紙等）は、本サービスの対象ではありません。
- (8) 対象パソコンの再販（リユース）・譲渡を目的とした利用は、本サービスの対象ではありません。
- (9) その他、本サービスの適用が不可能と当組合が判断した動作不良は、本サービスの対象ではありません。
- (10) 本サービスの適用地域は、日本国内とします。

第6条（サービスの利用方法・期間）

本サービスを利用するにあたり、以下の手続きが必要です。

- ① 本約款及び申込書類の内容を承諾の上、付帯サービス付きの対象パソコンまたは有償サービスの申込を行い、当組合が申込を受諾した上で、「プレミアムサポートカード」（以下、「サポートカード」という）の発行を受ける。
- ② 付帯サービス付きの対象パソコンの利用者は、動産保険の加入手続きを行い、加入番号の発行を受ける。
有償サービスの利用者は、当組合より加入番号の発行を受ける。
- ③ サポートカード上の記載事項をすべて記入する。
- 2 利用者は、本サービスを利用する際にサポートカードを提示することで、本サービスを利用することができます。
- 3 本サービスの提供期間は、利用者が購入した年の4月1日から、4年後の3月31日までとします。ただし、当組合が定款で職域として規定する大学法人もしくは学校法人の在学期間を限度とします。
- 4 本サービスの提供期間中にサポートカードの不良または紛失等があった場合は、すみやかに当組合に申し出ることとし、当組合はサポートカードを再発行するものとします。
- 5 利用者は、本サービスによりレンタル機器の貸与を受けた場合に、貸与の際に指定された期間までにレンタル機器を返却することとし、レンタル機器の返却に遅延が生じた場合、または、レンタル機器の故障や紛失、盗難等が生じた場合は、各レンタル機器のメーカー標準価格を上限とする補償金額を当組合に支払うものとします。これらの料金は、当該の申込書類に規定することとします。

第7条（遵守事項）

- (1) 利用者は、当組合が本サービスを提供するにあたり必要な物品、データ及び情報等を当組合に提供するものとします。
- (2) 本サービスにより当組合が利用者に提供した情報及びその他の著作物は、利用者のみが利用することができるものであり、利用者は当組合の書面による事前の承諾なくして、その情報及びその他の著作物を媒体の如何に関わらず第三者に利用させないものとします。
- (3) 付帯サービス付きの対象パソコンの利用者は、氏名や住所・連絡先等の届出内容に変更があった場合は、速やかに当組合へ変更を届け出るものとします。利用者がこの届出を怠った場合は、当組合は利用者に本サービスを提供しない場合があります。
- (4) 利用者は、対象製品を適法に利用していないことが判明した場合には、当組合はその利用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。
- (5) 利用者は、いかなる理由でも、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、貸与、販売等を行わないものとします。
- (6) 利用者は、サポートカードを自己の責任を持って管理するものとし、当組合にサポートカードの不良または紛失等の申し出が事前にあった場合を除き、その不正利用が行われた場合に利用者に損害が生じたとしても、当組合は一切の責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの利用停止）

利用者が次のいずれかに該当する場合は、当組合は本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 申込及び利用に当たり、届出内容に虚偽があった場合、または、届出内容に変更があった場合に当組合への届出を怠った場合
- (2) 本約款の規定に違反した場合
- (3) 卒業ならびに退学または大学の学籍停止および除籍の場合を含み、当組合の組合員で無くなった場合
- (4) 貸出品の返却を期日までに行わないなど、本サービスの運営を妨げる行為を行った場合
- (5) その他、利用者の本サービスの提供に関わる行為が、不正または不適切と当組合が判断した場合

第9条（契約の解除）

利用者は、所定の方法により解約の申し出を行うことで本契約を中途解約することができます。但し、解約による料金の返還はいたしません。

- 2 当組合は、利用者が本約款の定める条項に違反し、当組合に損害を生じさせるに至った場合、利用者に催告を行った後、文書によってこの契約を解除することができるものとします。

第10条（個人情報保護）

本サービスの申込に際し当組合が取得した個人情報に関しては、当組合の個人情報保護方針及び規則に則り当組合が管理します。

第11条（賠償責任及び免責事項）

本サービスを原因とした不具合により、利用者が損害を被った場合には、当組合は本約款 4 条で規定した料金を限度額として賠償責任を負うものとします。

2 いかなる場合においても当組合は、当組合の責に帰することのできない事由から生じた損害、当組合の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益の喪失及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、一切の責任を負わないものとします。

3 当組合は、原因の如何を問わず、保存されているデータの破損等に係る損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第12条（約款の改訂）

当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当組合は、本約款の変更・廃止の内容、変更後の本約款の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1) 店舗での掲示
- (2) Webサイトへの掲示
- (3) 利用者への告知

3 この約款の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

第13条（紛争の解決・準拠法・裁判管轄）

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、利用者と当組合の両者協議の上、解決するものとします。

2 本約款及び利用契約に定めのない事項については、民法及びその他の関連諸法によるものとします。

3 当組合と利用者との間に争訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（付則）

本約款は2024年10月30日より施行します。